

第2章 計画策定・推進のための取り組み

1 計画の策定・推進体制

台東区は、障害者福祉の施策推進のための組織として、「台東区障害者福祉施策推進協議会」を設置し、区における障害者及び障害者福祉に関して、広く区民や関係者等の意見を反映させてきました。

障害者自立支援法の制定に伴い、新たに各分野の委員を増員して組織を再編し、計画策定を審議してまいりました。

委員は、福祉・保健・医療・就労分野の専門家や障害者団体、障害者またはその家族、地域住民等、25名で構成されています。

「台東区障害者福祉施策推進協議会」の検討部会として、「当事者検討チーム」を設置し、障害者や家族、福祉施設事業者等、各方面から参加を得て、障害福祉計画の策定の検討に協力していただきました。

委員は、障害者団体代表、障害福祉施設関係者等、13名で構成されています。

今後は、「台東区障害者福祉施策推進協議会」において計画の推進を担うとともに、参加していただいた障害者団体等には、適宜、計画の進捗状況を報告してまいります。

2 国や東京都との連携

この計画の数値目標やサービス見込み量については、国の「基本指針」や国及び東京都の動向に注視し、必要な調整・連携を図り、区の障害福祉計画が円滑に進むようにしてまいります。

障害者福祉施策の充実や制度の見直しなどについて、必要に応じて国や東京都に要望してまいります。